

令和7年5月時点

【オンライン資格確認導入の原則義務化に係る 経過措置対象の保険医療機関・薬局の方々へ】

**オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）
の導入が可能となっています**

厚生労働省保険局

【目次】

1. [はじめに](#)
2. [オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要](#)
3. [医療機関等向け総合ポータルサイトのご案内](#)
4. [お問い合わせ先のご案内](#)
5. [よくあるご質問](#)

【目次】

1. はじめに
2. オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要
3. 医療機関等向け総合ポータルサイトのご案内
4. お問い合わせ先のご案内
5. よくあるご質問



1.はじめに | オンライン資格確認導入の原則義務化に係る経過措置について

- 保険医療機関・薬局については、令和5年4月より、オンライン資格確認の導入が原則義務化されておりますが、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局については、法令上、以下の期限付きで経過措置を設けられています。
- 令和6年12月2日以降、経過措置対象の保険医療機関・薬局において、マイナンバーカードを持参した患者の資格確認ができない事態を防ぐため、経過措置が適用されている間の時限的な措置として、簡素な資格確認の仕組みである「オンライン資格確認（資格確認限定型）」の導入を任意で可能といたしました。
- 対象は、令和6年12月2日以降もオンライン資格確認を導入できない可能性のある、経過措置(2)・(4)・(6)が適用されている保険医療機関・薬局です。

【オンライン資格確認導入の原則義務化に係る経過措置】

やむを得ない事情	期限
(1) 令和5年2月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局（システム整備中）	システム整備が完了する日まで （遅くとも令和5年9月末まで）
(2) オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関・薬局（ネットワーク環境事情）	オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワークが整備されてから6ヶ月後まで
(3) 訪問診療のみを提供する保険医療機関	令和6年12月1日まで
(4) 改築工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局	改築工事が完了するまで 臨時施設が終了するまで
(5) 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局	廃止・休止の間まで （遅くとも令和6年12月1日まで）
(6) その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局	特に困難な事情が解消されるまで

1.はじめに | 保険資格確認の方法について

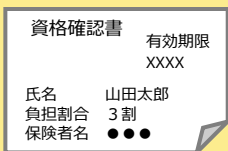
- 令和6年（2024年）12月2日以降、従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナンバーカードを健康保険証として利用すること（以下「マイナ保険証」という。）を基本とする仕組みに移行しています。
- 12月2日以降における医療機関等の窓口での取扱いとしては、以下のとおりです。
 - ✓ オンライン資格確認を未導入の場合は、マイナ保険証のみでは資格情報の確認ができないため、患者には「マイナポータル画面（医療保険の資格情報）」又は「資格情報のお知らせ」をあわせて提示いただく必要があります。
 - ✓ 一方、オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）を導入済の場合は、マイナ保険証のみで資格情報を確認できるという点も踏まえ、ぜひ導入をご検討ください。

オンライン資格確認 未導入の場合

健康保険証 (~2025.12/1)

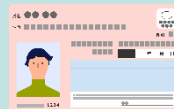
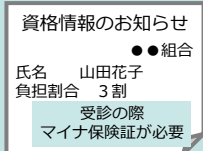
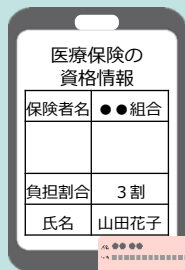


資格確認書 (2024.12/2~)



マイナポータル画面 資格情報のお知らせ

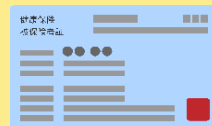
※マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルも可



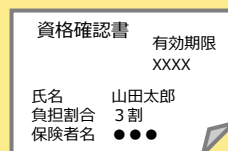
※追加で健康保険証の提示は不要

オンライン資格確認（資格確認限定型）導入済の場合

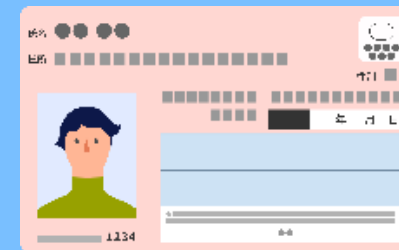
健康保険証 (~2025.12/1)



資格確認書 (2024.12/2~)



マイナ保険証



※追加で健康保険証の提示は不要

※何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合、「マイナポータル画面（PDF含む）+マイナンバーカード」または「資格情報のお知らせ+マイナンバーカード」で資格確認を実施

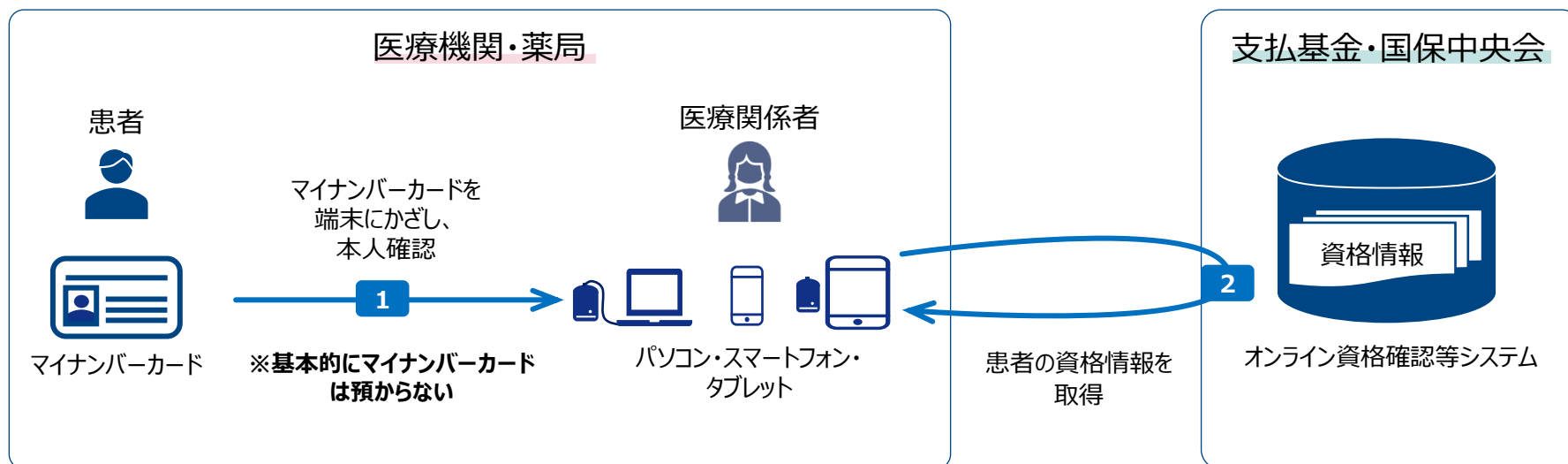
【目次】

1. はじめに
2. オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要
3. 医療機関等向け総合ポータルサイトのご案内
4. お問い合わせ先のご案内
5. よくあるご質問

2.オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要

オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）とは、マイナンバーカードを用いて患者の資格情報のみを取得できる仕組みです（患者の診療情報等は取得しません）。

実施機関が配信する専用のアプリ（マイナ資格確認アプリ）を、事前に利用申請したパソコンやスマートフォン、タブレットに登録（インストール）していただき、必要に応じて市販の汎用カードリーダーと組み合わせることにより、**マイナンバーカードを読み取ってオンライン資格確認を行うことが可能**となります。



(参考) 資格確認限定型と既存型の違い

資格確認限定型/既存型によって、患者の本人確認に用いる機器、認証方法、確認できる内容が異なります。

資格確認限定型 (簡素な資格確認の仕組み)

医療機関・薬局の
パソコンやスマートフォン・タブレットにインストールした
「マイナ資格確認アプリ (資格確認限定型)」

機器



パソコン (Windows)
+ 汎用カードリーダー



スマートフォン



タブレット
+ Bluetooth汎用
カードリーダー

認証
方法

- ✓ 4桁の暗証番号
- ✓ 目視確認 (※)
- ※ 患者とマイナンバーカードの顔写真を確認

確認
できる内容

- ✓ 保険資格

既存型

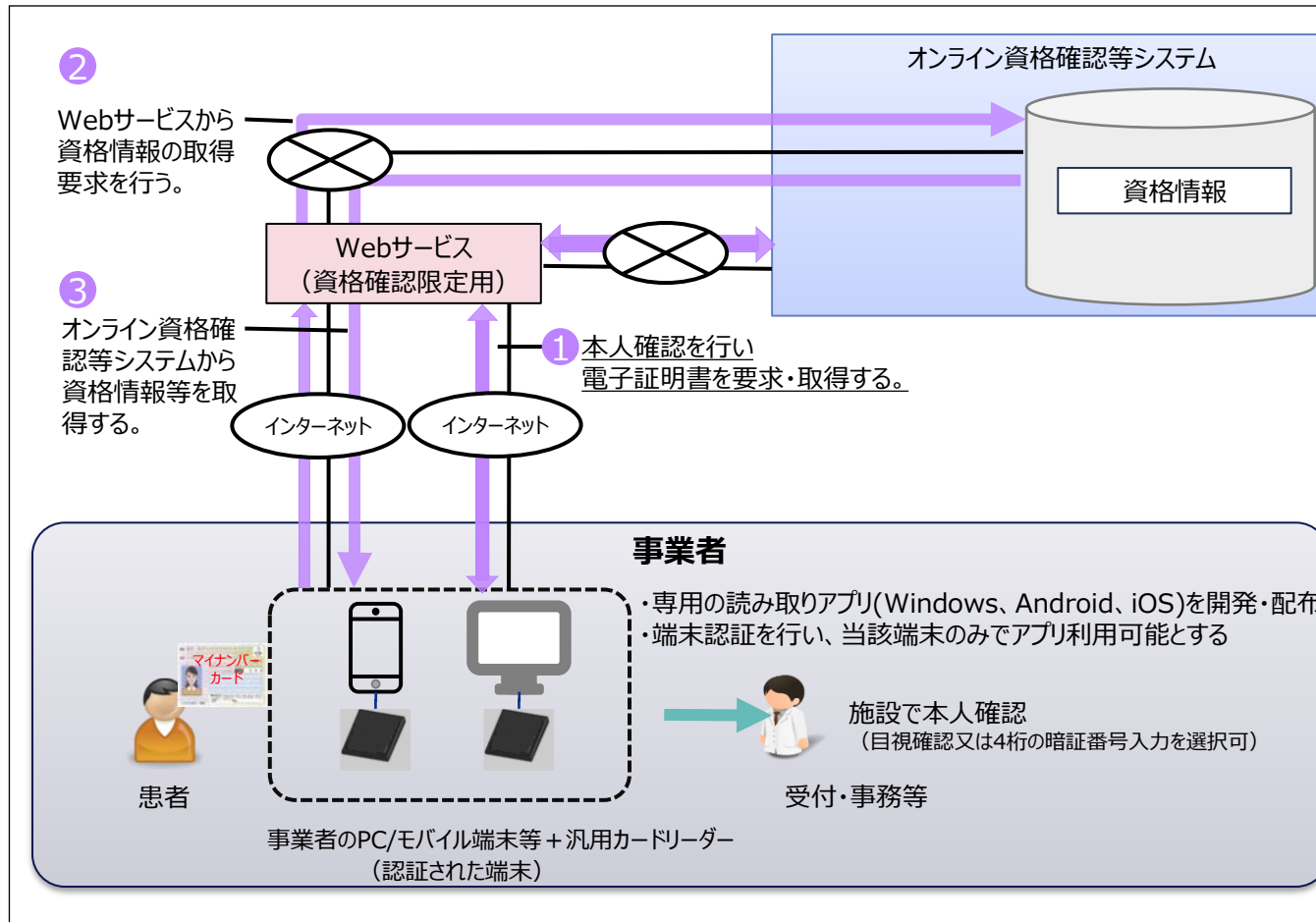
医療機関・薬局の
顔認証付きカードリーダー



- ✓ 顔認証
- ✓ 4桁の暗証番号
- ✓ 目視確認 (※)
- ※ 患者とマイナンバーカードの顔写真を確認

- ✓ 保険資格
- ✓ 診療/薬剤情報、特定健診情報 (※)
- ※ 患者が情報提供に同意したときのみ確認可能

2. オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要



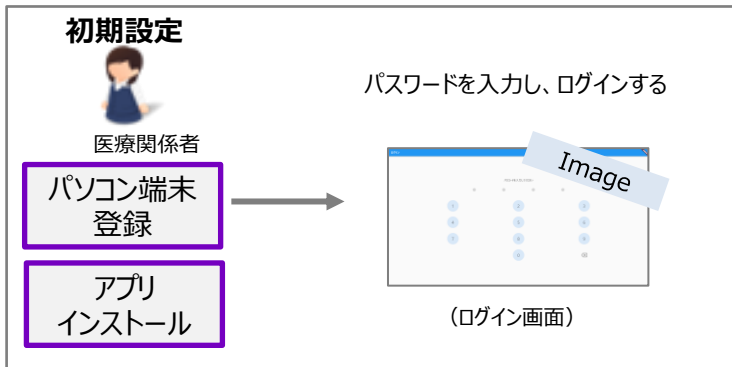
- ・ オンライン資格確認導入の原則義務化に係る経過措置対象施設（*）においても、こうした仕組みを利用可能とする（任意）。
* 経過措置(2)・(4)・(6)が適用されている保険医療機関・薬局

オンライン資格確認（資格確認限定型）における パソコンの画面操作イメージ

- ・ 事前にポータルサイトを通じて、パソコン端末の認証・登録を行うとともに、資格確認を行うパソコンに「マイナ資格確認アプリ」をインストールする。
- ・ 医療関係者による目視確認又は患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して本人確認を行った後に、パソコンに接続した市販の汎用カードリーダーを用いて、マイナンバーカードを読み取る。
- ・ パソコン画面上に資格情報が表示される。

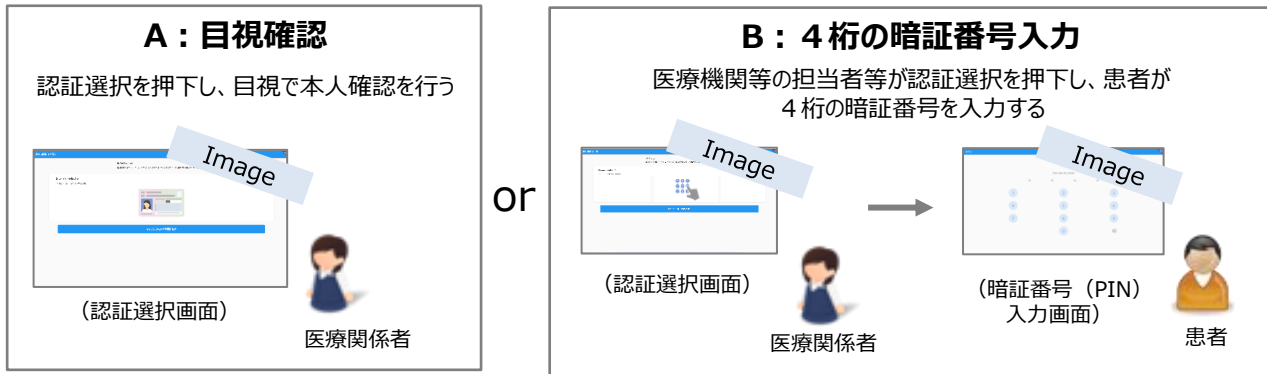
初期設定

- ① 事前の準備として、医療機関等においてパソコン端末の登録やアプリケーションのインストール等のセットアップ作業を行う。



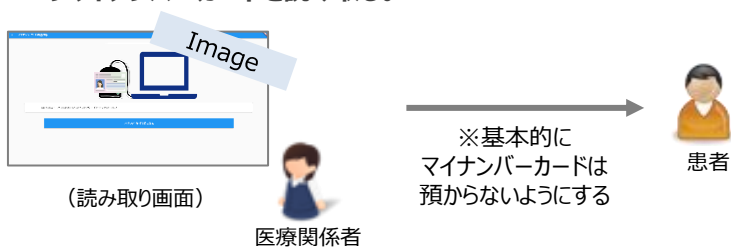
本人確認の認証方法の選択・確認

- ② 医療関係者が患者の資格確認を行う。本人確認は (A) 職員による目視確認、(B) 患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して行う。(本人確認の認証方法A、Bは設定メニューから切り替え可能)



マイナンバーカードの読み取り

- ③ 医療関係者がパソコンに接続した汎用カードリーダーを用いて患者のマイナンバーカードを読み取る。



資格情報の確認

- ④ 資格情報を確認する。



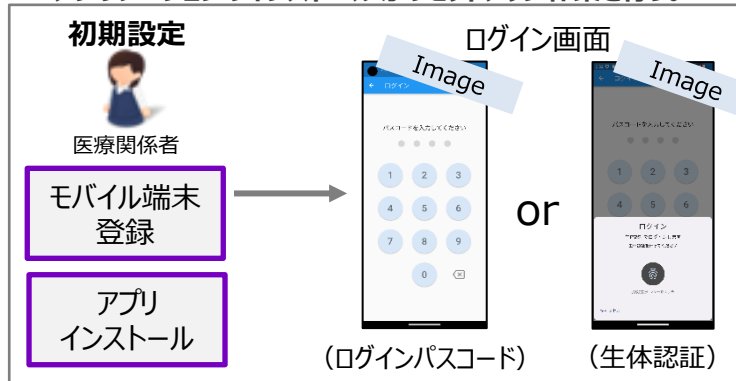
※ 資格確認結果は翌月末までは再度確認することができる。

オンライン資格確認（資格確認限定型）における モバイル端末（スマートフォン・タブレット）の画面操作イメージ

- ・ 事前にポータルサイトを通じて、モバイル端末の認証・登録を行うとともに、資格確認を行うモバイル端末に「マイナ資格確認アプリ」をインストールする。
- ・ 医療関係者による目視確認又は患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して本人確認を行った後に、モバイル端末（又はモバイル端末に接続した汎用カードリーダー）を用いて、マイナンバーカードを読み取る。
- ・ モバイル端末上に資格情報が表示される。

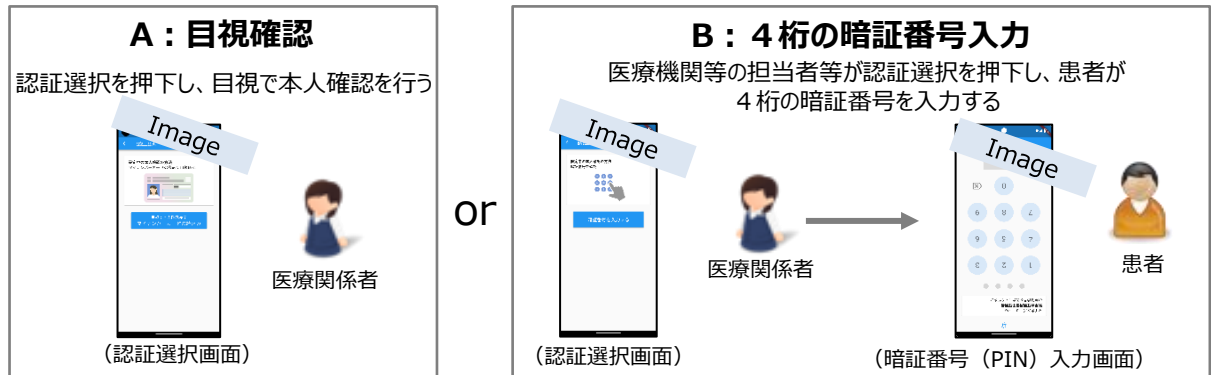
初期設定

- ① 事前の準備として、医療機関等においてモバイル端末の登録やアプリケーションのインストール等のセットアップ作業を行う。



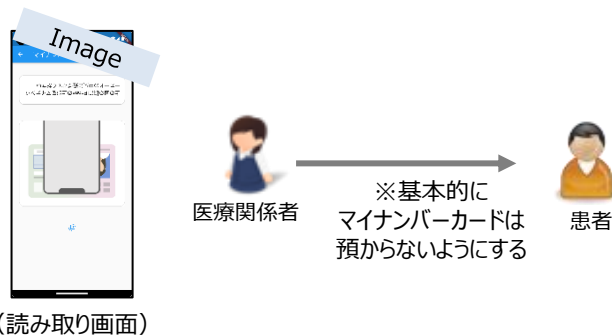
本人確認の認証方法の選択・確認

- ② 医療関係者が患者の資格確認を行う。本人確認は（A）職員による目視確認、（B）患者による4桁の暗証番号の入力のいずれかを選択して行う。（本人確認の認証方法A、Bは設定メニューから切り替え可能）



マイナンバーカードの読み取り

- ③ 医療関係者がモバイル端末（又は接続した汎用カードリーダー）を用いて患者のマイナンバーカードを読み取る。



資格情報の確認

- ④ 資格情報を確認する。



【目次】

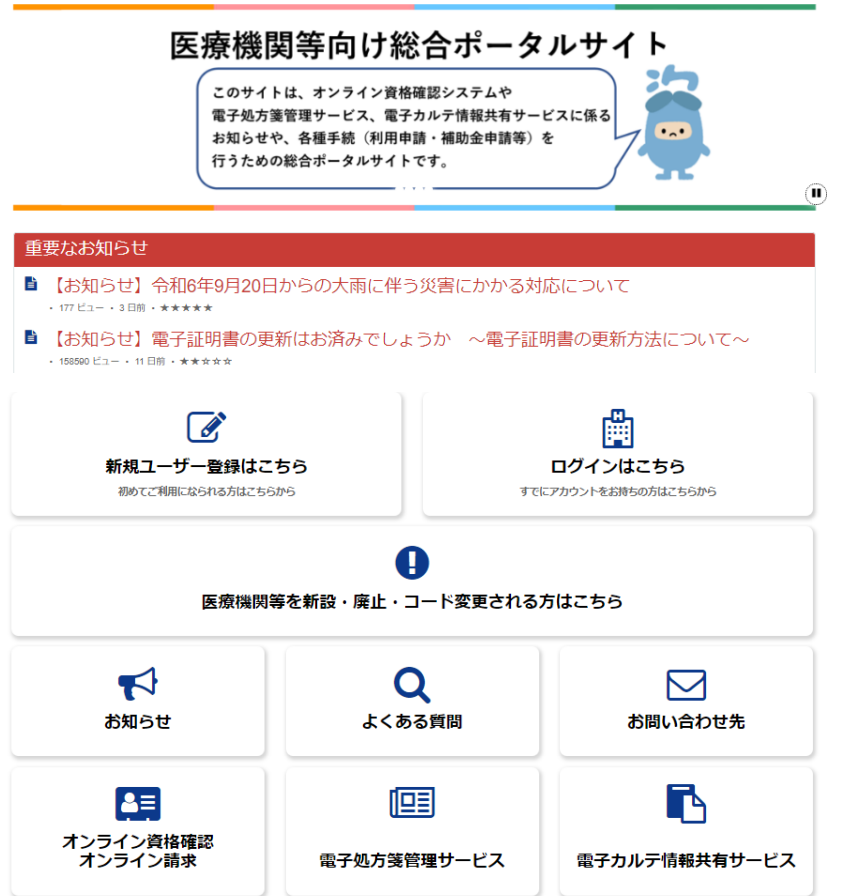
1. はじめに
2. オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要
3. 医療機関等向け総合ポータルサイトのご案内
4. お問い合わせ先のご案内
5. よくあるご質問



3. 医療機関等向け総合ポータルサイトのご案内

医療機関等向け総合ポータルサイトでは、オンライン資格確認に関する最新情報を発信しています。オンライン資格確認導入の原則義務化に係る経過措置対象の保険医療機関・薬局におけるページを設けています。定期的に本ポータルサイトへのアクセスをよろしくお願いいたします。

医療機関等向け総合ポータルサイト



The screenshot shows the homepage of the medical institution portal. At the top, there is a header with the title '医療機関等向け総合ポータルサイト' and a blue cartoon character. Below the header is a section titled '重要なお知らせ' (Important Notices) with two items: one about heavy rain response and another about electronic certificate updates. The main content area features several buttons: '新規ユーザー登録はこちら' (New user registration), 'ログインはこちら' (Login), '医療機関等を新設・廃止・コード変更される方はこちら' (For new/terminated institutions or code changes), 'お知らせ' (Notice), 'よくある質問' (FAQ), 'お問い合わせ先' (Contact), 'オンライン資格確認オンライン請求' (Online application for qualification confirmation), '電子処方箋管理サービス' (Electronic prescription management), and '電子カルテ情報共有サービス' (Electronic medical record sharing).

医療機関等向け総合ポータルサイト



<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

アクセスはこちらからも可能です ▶



【目次】

1. はじめに
2. オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要
3. 医療機関等向け総合ポータルサイトのご案内
4. お問い合わせ先のご案内
5. よくあるご質問



4. お問い合わせ先のご案内

オンライン資格確認等 コールセンター

電話



- **営業時間:** 平日8:00～18:00 土曜日8:00～16:00（いずれも祝日を除く）
- **電話番号:** 0800-080-4583（通話無料）
※お問い合わせの際には、はじめに医療機関等コード、医療機関・薬局名をお伝えいただきますようご協力をお願いいたします。

お問い合わせフォーム



- **操作手順**
返信用の連絡先とお問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。
※回答までに日数を要する場合があります。



アクセスは[こちら](#)

【目次】

1. はじめに
2. オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要
3. 医療機関等向け総合ポータルサイトのご案内
4. お問い合わせ先のご案内
5. よくあるご質問



5. よくある質問

Question

Q.オンライン資格確認（資格確認限定型）を用いる場合、業務で使っているパソコン等に接続する汎用カードリーダーや、スマートフォン・タブレット等が必要とのことですが、どのような準備が必要ですか？患者のスマートフォンは使用できますか？

Q.オンライン資格確認導入の経過措置対象施設としてマイナ資格確認アプリを利用していますが、経過措置の原因が解消された場合には顔認証付きカードリーダーを用いたオンライン資格確認（既存型）を導入する必要がありますか？

Answer

A. **各医療機関・薬局にて必要な機器（パソコン等に接続する市販の汎用カードリーダー、あるいは、スマートフォン・タブレット等のモバイル端末等）を準備いただく必要**があります。患者のスマートフォンは使用しません。

※使用する端末については、あらかじめポータルサイトを通じて登録・認証を受ける必要があります。登録した端末でオンライン資格確認を利用するためには、マイナ資格確認アプリがインストールされていることが必要です。

※パソコン・iPadの場合はマイナンバーカードの読み取りに市販の汎用カードリーダーが必要です。スマートフォン・一部のタブレットでは、汎用カードリーダーがなくても読み取りできるものがあります。

A.オンライン資格確認導入の経過措置の原因が解消された場合は、顔認証付きカードリーダーを用いたオンライン資格確認（既存型）の導入をお願いいたします。オンライン資格確認（既存型）を導入した後は、これまで用いた資格確認限定型のマイナ資格確認アプリの利用終了申請を行ってください。